

議案第 6 0 号

海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名駅東口立体有料自転車駐車場の廃止及び海老名駅東口第 4 有料自転車駐車場の設置等について定めたいため

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 海老名市自転車等駐車場条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 海老名駅東口立体有料自転車駐車場の項を削り、同表海老名駅東口第3有料自転車駐車場の項の次に次のように加える。

海老名駅東口第4有料自転車駐車場	海老名市中央一丁目380番4
------------------	----------------

別表第2 中有料自転車等駐車場の部海老名駅東口立体有料自転車駐車場の項を削り、同部海老名駅東口第3有料自転車駐車場の項の次に次のように加える。

海老名駅東口第4有料自転車駐車場	1,000円	800円	—
------------------	--------	------	---

別表第3 月極使用の部海老名駅東口立体有料自転車駐車場の項を削り、同部上記以外の有料自転車等駐車場の項中「上記以外の」を削り、同表一時使用の部海老名駅東口立体有料自転車駐車場の項を削り、同部上記以外の有料自転車等駐車場の項中「上記以外の」を削る。

第2条 海老名市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1 海老名駅東口第4有料自転車駐車場の項を削る。

別表第2 有料自転車等駐車場の部海老名駅東口第4有料自転車駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条の規定 令和4年8月1日

（2） 第2条の規定 令和7年4月1日

（3） 次項の規定 公布の日

（準備行為）

2 海老名駅東口第4有料自転車駐車場の使用に関し必要な手続その他の準備行為は、

前項第 1 号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。